

計画等の案の概要

名 称	馬込川水系河川整備計画		
公表するもの	馬込川水系河川整備計画（原案）		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	30年3月14日(水)～30年4月13日(金)
	無		
担当課等名	交通基盤部	河川砂防局	河川企画課 河川企画班 電話 054-221-3035 浜松土木事務所 企画検査課 企画班 電話 053-458-7266
位置づけ	総合計画	1 「命」を守る危機管理 4 災害に強い地域基盤の整備 (2) 風水害に強い基盤整備	
	施策展開表	(大項目) 河川整備計画等の策定	(中項目) 河川整備計画の策定
審議会等の名称	馬込川水系流域委員会 会議録は各回の流域委員会を公表（第1～4回：平成28年1月～平成30年1月）		
<p>1 趣旨</p> <p>(1) 計画策定の理由</p> <p>ア 本県では、平成9年に改正された河川法で定める計画制度の下、計画策定時より20～30年間程度の期間における河川の整備（工事及び維持）に関する計画である「河川整備計画」を緊急度の高い水系（または河川）から順次策定している</p> <p>イ 馬込川水系は流域面積105km²の水系であり、随時、河川改修事業により整備を進めているが、治水安全度は未だ十分ではなく、流域内に点在する低地部においては地形的な要因から、今なお内水被害が多発しており、また、下流域では南海トラフ地震に伴う津波による甚大な被害も想定されているため、災害に対する安全性の向上が強く望まれている</p> <p>(2) 策定にあたっての基本的な考え方</p> <p>ア 治水・利水・環境が調和するとともに地域にとってかけがえのない川づくりの具体的な計画とする</p> <p>イ しばしば災害が発生している区域または発生が想定される区域について、災害の発生防止または軽減に必要な措置を講ずるよう特に配慮する</p> <p>ウ 関係機関や地域住民との連携推進を図る計画とする</p> <p>(3) 計画案検討の経緯</p> <p>第1回 馬込川水系流域委員会（平成28年1月28日） 流域及び河川の現状と課題について</p> <p>第2回 馬込川水系流域委員会（平成29年1月24日） 河川整備の実施に関する事項（治水）について</p> <p>第3回 馬込川水系流域委員会（平成29年7月11日） 河川整備の実施に関する事項（維持管理ほか）と河川整備計画（原案）について</p> <p>第4回 馬込川水系流域委員会（平成30年1月25日） 河川整備の実施に関する事項（津波対策）と河川整備計画（原案）について</p> <p>第5回 馬込川水系流域委員会（未定：県民意見募集終了後に開催する予定） 津波対策検証結果の報告と河川整備計画（修正原案）について</p>			

2 骨子

(1) 計画対象区間

馬込川水系の2級河川のうち、県及び浜松市管理区間

(2) 計画対象期間

対象期間は概ね30年間とする。なお、本計画は現時点における流域の社会経済状況、自然環境、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後のこれらの変化や新たな知見、技術の進歩等により必要がある場合には、対象期間内であっても適宜見直しを行う。

(3) 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

ア 浜北地区内にある既存の雨水貯留池における貯留機能の活用や、内水管理者である浜松市との連携により、年超過確率1/10規模の降雨による洪水に対して、床上浸水を発生させずに洪水を安全に流すことを目標とする。河川整備とあわせて流域における下水道事業等による内水対策が連携し総合的な治水対策を実施することで、馬込川水系で近年最大の被害をもたらした平成27年9月7日から8日に発生した洪水と同規模の洪水が発生した場合でも、床上浸水がほぼ解消されるよう流域一体となった治水対策を進める。

イ 津波対策に関しては、発生頻度が高く、発生すれば大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、人命や財産を守るため、海岸等における防御と一体となって、河川の津波遡上対策を実施する。そのために必要となる堤防等の嵩上げ、耐震・液状化対策を実施することにより津波災害を防御する。また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、浜松市との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた「津波防災地域づくり」等と一体となって減災を目指す。さらに、「計画津波」を上回る高さによる防潮堤の整備状況を勘案し、防潮堤に擦り付く河川堤防の整備などにより減災を図る。

ウ 整備途上や整備完了時点において施設能力以上の洪水や津波等が発生した場合、その被害を軽減するため、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を、関係機関や地域住民等と調整・連携し、地域の強靱化や防災力の向上に努める。

(4) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

ア 河川の流況等の把握に努め、農業用水の安定取得や既存の水利用、動植物の生息・生育環境、景観などに配慮しつつ、今後も適正な水利用が図られ、現況の流水の機能が維持されるよう、関係機関や地域住民と連携を図る。河口閉塞の防止についても、引き続き、関係者との連携の下で適切に対応していく。

イ 流域の市街化が進んだ馬込川流域にあっては、堤防天端や上島緑地公園等の親水公園、御陣屋川、芳川沿いに連なる桜並木等の既存施設が、関係機関や地域住民と連携して良好な状態で維持されるように努め、市街地の中の貴重な水辺空間が流域住民の生活の中に溶け込み、水と緑とまち並みの調和のとれた地域環境づくりとなることを目指す。

ウ 住民に愛着のある水辺空間が将来に継承すべき地域の貴重な財産となるよう県のリバーフレンドシップ制度を活用した住民自らの美化活動が継続できるよう、引き続き、積極的に連携していく。

エ 河川空間が様々な多面的な機能が求められていることを十分に認識し、良好な風景をなす魅力的な河川景観の形成を目指す。

(5) 河川環境の整備と保全に関する目標

学識者や関係機関、地域住民との連携を図り以下の項目とする。

ア 河川改修や既設施設の維持修繕など今後の河川整備においては、貴重種の生息環境の保全だけでなく、オイカワやアユなどの一般的な種の生息環境の保全のためにも、植物や昆虫などの生育・生息により背後地とのやりとりが可能な多孔質な護岸構造の採用や、流水の作用によって蛇行や瀬淵などが復元されやすい河床形状の工夫及び水域と陸域の連続性や浄化作用のある水際構造の工夫などにより、河川環境の多様性と連続性及び多面的機能の向上を図る。

イ 馬込川水系の特徴的な河川環境である馬込川及び芳川下流部の広大な干潟、ヨシ原、草原や、また現河道の河床形状等が良好な自然環境であることから、河川整備において、その環境を保全するように努めるとともに、やむを得ず改変する場合においても、その影響を最小限に抑えるように順応的な整備に努める。

ウ 御陣屋川の河道内には湧水が認められ、貴重種であるヤマトミクリ等が広く分布する自然環境豊かな水域および水際域を形成している。このヤマトミクリをはじめとする多様な生物が生育できるような環境の保全、創出に努める。

エ 良好な景観の維持・形成については、景観行政団体である浜松市との連携により、都市景観など周辺環境と水辺空間との調和に努める。

オ 河川の水質については、定期的な水質調査結果等の現状把握に努めるとともに汚濁負荷の流入が軽減されている状況が維持されるよう下水道管理者や地域住民と連携し流域が一体となった水質改善を働きかけ、多様な動植物が生息・生育し、人々が水とふれあえる豊かで清らかな水環境の保全・創出に努める。芳川の水の色については、今後も浜松市が事務局となる「浜松市公共用水域等色汚染対策協議会」における検討を踏まえ、対策の推進について関係機関に働きかける。

(6) 河川と地域との関わりに関する目標

ア 流域の文化・風土、豊かな自然環境を踏まえ、流域の人々が身近な河川空間に一層の関心を寄せ、ますます地域から愛される川となるよう、浜松市のまちづくりに関する諸計画との調整を図りつつ、地域住民や企業、関係機関との協働による河川整備を推進する。

イ 日常生活における河川と地域住民との接点が増え、防災意識や河川愛護の精神が生まれ受継がれていくよう、河川にかかる防災や環境教育の充実が図れるよう関係機関との連携に努める。併せて、河川に関する各種情報を幅広く提供することにより、主体的な住民活動が流域全体に広がるよう連携や支援を推進し、地域防災力の向上や良好な地域のネットワーク、コミュニティの強化に努める。

(7) 河川整備の実施に関する事項

ア 河川工事の目的

治水対策に関しては、洪水時の河川水位を低下させ、整備目標洪水を安全に流下させることを目的に、河道掘削等により必要な河積の確保を図る。改修計画は土地利用状況、沿川の住民の意見を反映したものとする。

河口部においては、洪水に加えて高潮及び大規模地震・津波からの被害の防止または軽減を図るため、「計画津波」に対して必要となる整備を実施する。

なお、工事の実施にあたっては、有識者の助言を得て、動植物の生息・生育・繁殖環境や景観に配慮した「多自然川づくり」を推進するとともに、誰もが利用しやすい川づくりに努める。

イ 河川工事の施行場所

馬込川水系の河川整備計画の主要な整備箇所は、表1に示すとおりとする。なお、表1に示す箇所の他にも、浸水被害の発生状況や上下流とのバランス、地域住民との連携などを総合的に考慮し、必要に応じた堤防や護岸、階段工等、局所的な対策を図る。

表1 河川整備計画の主要な整備箇所

区分	河川名	区間または地点	工種	主な整備内容
河川改修	馬込川	0k00(河口)～12k20(貉川合流点)	12.2km	河床掘削 護岸整備
		19k00(新橋上流)～21k00(五反田川合流点)	2.0km	
	芳川	0k30～6k40(北裏川合流点)	6.4km	
津波対策	馬込川	0k25(河口)～1k00(現況堤防へすり付け)	0.75km	堤防嵩上げ 堤防液状化対策 堤防粘り強い化

ウ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるように、適正なパトロールの実施等により点検し、関係機関や地域住民等と連携しながら適切な維持管理を行う。種類は堤防及び護岸等の維持管理、河道内堆積土砂及び植生等の維持管理等であり、場所は計画対象区間とする。

エ その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

整備目標を上回る洪水が発生した場合や整備途中段階で施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、浸水被害の軽減が図れるよう、平常時、洪水時において関係機関や流域住民との連携を強化し、地域防災力の向上に努める。具体的な項目としては、総合的な治水対策を推進するための流域対策・流域連携の実施、水防法に基づく水位周知河川としての浸水想定区域図等の情報提供、雨量や河川水位等の河川情報の提供、ハザードマップ活用への支援、地域住民との連携・地域活動への支援とする。